

大仙市入札契約資格等審査実施要綱

平成21年4月1日
大仙市訓令第7-1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、競争入札及び随意契約における事務の公正を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(入札契約資格等審査委員会)

第2条 競争入札及び随意契約における事務の公正を確保するために大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4及び第167条の5第1項の規定（第167条の11第1項及び第2項において準用する場合を含む。）による制限を受けないこと及び資格を有することの確認並びに等級格付
- (2) 条件付き一般競争入札（政令第167条の5の2に規定する資格を設けて行う一般競争入札をいう。）に係る資格の設定及び当該資格を有することの確認
- (3) 大仙市財務規則（平成17年大仙市規則第61号。以下「規則」という。）第111条第1項の規定により指名競争入札の参加者として指名すべき者の選定
- (4) 規則第113条各号に掲げる契約の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める額を超えるものに関し、政令第167条の2第1項第2号から第7号までの規定により随意契約する場合及び同項第8号に規定するもののうち競争入札に付し入札者が不在の場合における当該随意契約の相手方の選定
- (5) 入札談合に関する情報等についての審議
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事務

(委員会における随意契約相手方の選定の例外)

第2条の2 委員会における随意契約相手方の選定については、第2条第2項第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものを随意契約の相手方として選定する場合を除き選定する。

- (1) 関係法令、条例、規則等により設置された別の委員会において既に選定された者
- (2) 特定の目的を達成するために市が他の地方公共団体と共同して設置した団体若

しくは市が構成員となっている団体

- (3) 市が協定、覚書、その他の取り決めに締結して行う事業の相手方として既に選定された者

(委員会の構成等)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 市長が指定する副市長

(2) 委員 総務部長、企画部長、観光文化スポーツ部長、建設部長、上下水道局長及び審査案件所管部長（第2条第2項第2号から第6号までの審査に関連する案件の所管部長であって委員長の指定するもの）

2 委員長は、会務を総理するものとし、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 会議の議事の数が少ないとき又は緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときは、回議による審査に代えることができる。

5 委員会の運営に関する事項は別に定める。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の事務局は、総務部契約検査課に置くものとする。

(入札参加資格)

第6条 市長は、入札に参加しようとする者について、建設工事にあつては別表第1に掲げる工事の種類（以下「工種」という。）及び特に必要と認める工種ごとに、建設コンサルタント業務等にあつては別表第2の第3欄に掲げる部門の種類ごとに入札参加資格（規則第99条第2項及び第110条に規定する資格をいう。）の審査を行い、入札参加資格があると認められる者について、入札参加有資格者名簿に登載するものとする。ただし、特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査等については、別に定める。

- 2 前項本文に規定する審査は、原則として2年に1回行うものとする。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者については、同項本文の規定による審査を行わない。

(1) 全般

- ア 入札に参加しようとする工種又は業務について、直前の2営業年度における実績のない者
- イ 入札に参加しようとする者、入札に参加しようとする者の役員又は入札に参加しようとする者の経営に事実上参加している者が集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる場合における当該入札に参加しようとする者

(2) 建設工事

- ア 建設工事の入札に参加しようとする者（以下「建設業者」という。）であって、別表第3の第4欄に定める建設業法（昭和24年法律第100号 以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可（当該工種が、一般土木工事である場合にあっては土木工事業、とび・土工工事業またはしゅんせつ工事業のいずれかの許可）を受けていないもの
- イ 申請工種について建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(3) 建設コンサルタント業務等

- ア 測量業務に係る入札に参加しようとする者であって、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていないもの又は測量士若しくは測量士補を3人以上（うち測量士が2人以上であること。）有していないもの
- イ 土木関係建設コンサルタント業務に係る入札に参加しようとする者であって、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録を受けていないもの。ただし、軽易な業務の入札のみに参加を希望する場合はこの限りでない。
- ウ 建築関係建設コンサルタント業務に係る入札に参加しようとする者であって、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていないもの
- エ 補償コンサルタント業務に係る入札に参加しようとする者であって、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録を受けていない者

オ 地質調査業務に係る入札に参加しようとする者であって、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録を受けていないもの

カ 環境調査業務（騒音、大気及び水質調査に限る。）に係る入札に参加しようとする者であって、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていないもの

（入札参加資格の審査項目）

第7条 建設工事に係る入札参加資格の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

（1） 客観的評価事項

ア 経営規模

イ 経営状況

ウ 技術力

エ その他市長が必要と認める事項

（2） 発注者別評価事項

ア 有資格技術者の保有状況

イ 税及び社会保険料の納付状況

ウ 施工実績

エ 地域貢献活動の実施状況

2 建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

（1） 有資格技術者の保有状況

（2） 税及び社会保険料の納付状況

（3） 業務実績

3 前2項の審査項目に係る審査基準は、別に定める。

（入札参加資格審査の申請）

第8条 入札参加資格の審査を受けようとする者は、市長が別に定める書類を添付して大仙市入札参加資格審査申請を行わなければならない。

2 申請方法及び提出期限は、別に定める。

（等級格付）

第9条 市長は、入札参加有資格者名簿に登載された者のうち、建設工事及び建設コンサ

ルタント業務等について、別に定める基準により等級を格付をし、建設業者等等級格付名簿（以下「格付名簿」という）に登載するものとする。

2 等級格付は、建設業者については次の区分により行うものとする。

（１） 三つの等級に区分する工種 一般土木工事及び建築一式工事

（２） 二つの等級に区分する工種 電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事、舗装工事及び一般塗装工事

（３） 一つの等級とする工種 前２号に掲げる工種以外の工種

3 建設コンサルタント業務等の入札に参加しようとする者（以下「建設コンサルタント業者」という）にあっては、別表２の第１欄に定める業務（建築関係建設コンサルタント業務及び環境調査業務を除く。）毎に登載するものとする。

4 格付名簿等の有効期間は、名簿登載の日から次期の名簿更新の日の前日までとする。

（変更の届出）

第１０条 入札参加有資格者名簿又は等級格付名簿等に登載された者（以下、「有資格業者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（１） 商号又は名称

（２） 代表者又は受任者の氏名

（３） 住所又は所在地

（４） 電話番号

（名簿登載の取消し）

第１１条 市長は、有資格業者が、次のいずれかに該当する場合には、名簿の登載を取り消すものとする。

（１） 建設業者であって、建設業の許可を失ったもの

（２） 営業を廃止したもの

（３） 名簿登載の取消しの申出をした者

（４） 虚偽の申請等を行った者

（５） 虚偽の申請等に協力した者

（６） 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書等に事実と異なる内容を記載し、又は申請すべき事実を記載しなかった者

2 市長は、第１０条に基づく必要な届出をしなかった者について、名簿登載を取り消すことができるものとする。

(指名の基準)

第12条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、建設工事にあつては別表第4に掲げる予定価格に応じた等級に格付された者、建設コンサルタント業務にあつては別表第2に掲げる業務の区分ごとに指名するものとする。ただし、特別な技術を要する工事又は業務を入札に付する場合又は種類、内容若しくは業者の能力等を勘案し、これにより難いと認められる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、適正な競争性の確保を図るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該等級に格付された者以外の者を指名することができる。

- (1) 災害等により緊急を要するもの
- (2) 特別の施設又は技術を要するもの
- (3) 指名すべき等級に格付された者の数が極めて少ないとき。

4 指名競争入札の参加者を指名する場合においては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 建設業の許可の状況
- (2) 信用度
- (3) 工事成績及び工事又は業務の実績
- (4) 手持工事又は業務の状況
- (5) 工事に係る地理的状況
- (6) 技術者の状況
- (7) 技術的適正
- (8) 機械器具の保有状況
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(条件付き一般競争入札)

第13条 前条の規定は条件付き一般競争入札について準用する。

2 前項に定めるもののほか、条件付き一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

(指名停止等)

第14条 市長は、有資格業者が別に定める基準に該当する場合は委員会の審議を経て、

当該有資格業者に対し、2週間以上24箇月以内の期間を定めて競争入札への参加を停止することができる。

- 2 コンサルタント業者等に対し、指名を停止しようとする場合は、前項の規定に準じて行うものとする。
- 3 市長は、入札参加有資格者名簿のうち、物品調達又は役務の提供の区分に登載された者が別に定める基準に該当したときは、委員会の審議を経て、当該基準に定める期間、当該資格者の資格を停止することができる。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
(大仙市工事請負業者等選定要綱の廃止)
- 2 大仙市工事請負業者等選定要綱(平成17年大仙市訓令第78号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等から適用する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

建設業者の格付工種			
1	一般土木工事	9	路面標示工事
2	建築一式工事	10	機械器具設置工事
3	法面工事	11	電気通信工事
4	電気工事	12	造園工事
5	給排水暖冷房衛生設備工事	13	さく井工事
6	鋼構造物工事	14	水道施設工事
7	舗装工事	15	解体工事
8	一般塗装工事		

別表第 2（第 6 条関係）

第 1 欄（業務の種類）	第 2 欄（業務の概要）	第 3 欄（部門の種類）
測量業務	土地の測量（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）を行う業務	測量一般、地図の調整、航空測量
土木関係建設 コンサルタント業務	土木に関する工事の設計若しくは土木に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
建築関係建設 コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び監理若しくは建築に関する工事に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務	建築一般、建築構造、建築設備
補償 コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
地質調査業務	地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査
環境調査業務	環境全般について調査、計測、解析、判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、土壌調査

別表第3（第6条、第11条関係）

格付工種と発注工事種別との対応表

格付工種	発注工事種別	発注工事の例示	建設業の許可
一般土木工事	一般土木工事	橋梁工事 護岸工事 下水道工事（本管理設） 圃場整備工事 農業用排水路工事（幹線） 解体工事（総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事（※1））	土木工事業
		コンクリートブロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コンクリート工事 地すべり防止工事（土留工等） 地盤改良工事 道路付属物設置工事（防雪柵設置工事 雪崩予防柵設置工事） 杭工事 捨石工事	とび・土工事業
		プレストレストコンクリート工事	
	プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事（※2） PC床版工事	
	グラウト工事	ボーリンググラウト工事	
	しゅんせつ工事	河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
法面工事	法面処理工事	コンクリート・モルタル吹付工事 植生吹付工事 法枠工事 グランドアンカー工事	とび・土工事業
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事 解体工事（総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事（※3））	建築工事業
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事 送配電設備工事 構内電気設備工事 ロードヒーティング工事	電気工事業
給排水暖冷房衛生設備工事	給排水暖冷房衛生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 管内更生工事 無散水設備工事 空気調和設備工事	管工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 貯蔵用タンク設置工事 防雪柵設置工事（工場製作）	鋼構造物工事業
舗装工事	舗装工事	アスファルト、コンクリート、ブロック舗装工事	舗装工事業
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 鋼構造物塗装工事	塗装工事業
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事	
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊技施設設置工事 揚排水機器設置工事 給排気機器設置工事 プラント設備工事 汚水ポンプ設備工事 反応タンク設備工事（単体） 脱水設備工事（単体）	機械器具設置工事業
電気通信工事	電気通信工事	電気通信設備工事 データ通信設備工事 放送機械設置工事 空中線設備工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 園路工事 公園設備工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事 さく孔工事 集排水ボーリング 集水井 無散水融雪施設（揚水井、還元井）	さく井工事業
水道施設工事	上水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事	水道施設工事業
	下水道施設工事	下水処理設備工事（沈殿池・反応タンク設備等） 下水汚泥処理設備工事（濃縮・消化・脱水設備等） 圧送施設工事 下水集水設備工事	
解体工事	解体工事	解体工事	解体工事業（※4）

※1：解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難易度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「一般土木工事」に該当する

※2：「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、発注工事種別「一般土木工事」に該当し、建設業の許可「土木工事業」を必要とする

※3：解体する工事と建築する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難易度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「建築一式工事」に該当する

※4：それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事に係る建設業の許可は、各専門工事に応じた建設業の許可に該当する

別表第4（第12条関係）

等級別発注標準表（建設工事）

工種 等級	一般土木工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事 給排水暖冷房 衛生設備工事 一般塗装工事	左記以外の工事
A	2,500万円以上	3,000万円以上	500万円以上	500万円以上	金額の 区分なし
B	2,500万円未満 700万円以上	3,000万円未満 700万円以上	700万円未満	1,000万円未満	
C	1,000万円未満	1,000万円未満			

備考

- （1） 舗装工事において、A等級の業者であって自社単独でアスファルトプラントを有する者は、
金額の区分にかかわらず入札に参加出来るものとする。
- （2） 500万円未満の案件に参加可能なB等級の格付業者数が5社未満となる工種については、
A等級のうち市内に主たる営業所を有する業者の参加を要件に加える。